

令和6年度鶴岡市国民健康保険運営協議会

第 1 回 会 議 録

I. 日 時 令和6年8月7日(水) 13:00～14:25

II. 場 所 鶴岡市役所 大会議室

III. 出席状況

		出 席	欠 席
委 員	被保険者代表	阿部健一、佐藤宣夫、岩本輝久、熊木誠	和田光子
	保険医・保険薬剤師代表	福原晶子、佐久間正幸、三原一郎、鶴町恵理、鳥海良明	
	公益代表	遠藤初子、坂本昌栄、秋葉雄、佐藤昌哉、五十嵐一彦	
	被用者保険代表	小池信明	
	計	15名	1名
市 側	阿部副市長 佐藤健康福祉部長 関係課長等 本 所 渡部国保年金課長、丸山課税課長、齋藤納税課長、佐藤健康課長、阿部スポーツ課長 藤島庁舎 出村市民福祉課長(欠席) 羽黒庁舎 山口市民福祉課長 櫛引庁舎 佐藤市民福祉課長 朝日庁舎 佐藤市民福祉課長 温海庁舎 剣持市民福祉課長 国保年金課 山口課長補佐、田村国保年金専門員、黒坂専門員、本間主事 計 15名		

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 傍聴者の人数 0人

VI. 議事概要

1. 開 会 国保年金課長

2. あいさつ 佐藤会長

[人事異動に伴う新任職員紹介] 国保年金課長

[出席委員報告] 国保年金課長

3. 会議録署名委員の指名

- ・佐藤会長より、三原一郎委員（保険医・保険薬剤師代表）、遠藤初子委員（公益代表）を指名した。

4. 報 告 (1)～(5)一括報告 ※説明：国保年金課長

- (1) 国民健康保険税当初賦課状況について
- (2) 国民健康保険税滞納者対策について
- (3) 後期高齢者医療制度の施行状況等について
- (4) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
- (5) 子ども・子育て支援金制度について

◆質問・意見

委員①

国民健康保険税の滞納者対策について、資格証明書を1名に交付しているが、昨年度も1名であった。同じ方が継続か。また、この方が受診していた場合、医療費はどのくらい負担しているのか。

国保年金課長

資格証明書の交付者1名については、昨年度の方は資格喪失したため、違う1名である。また、医療費の窓口負担については、昨年度の方は、7割をお返しする特別療養費の支給実績がないため、医療機関にかかっていないと思われる。今年度の方も、ここ数年は医療機関にかかっていない方である。なお、医療費は、ケースにより多額となるものから少額となるものまで様々あると思うが、資格証明書の場合であっても、事情により一時的に多額の支払が必要となった場合には、短期証に変更するなどの対応も想定している。

委員①

マイナンバーカードと保険証が一体化することになっても、資格証明書はこれまでの制度と変わらないとのことだが、資格証明書はどのような形を想定しているのか。また、短期被保険者証の方には、どのように対応していくのか。

国保年金課長

資格証明書については、これまでのような形での交付は無くなる。証明書の代わりに、特別療養費の支給に変更するための事前通知というものを通知し、制度上は同じ取り扱いとなる。マイナ保険証の場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知が出ているという情報を市が登録し、医療機関の窓口では、10割負担をしていただく方であることが確認できる仕組みとなる。また、短期被保険者証については、保険証が廃止になることから、短期証も廃止になる。短期証の廃止後の滞納対策の新しい仕組みについては、今後国から示される予定のため、その内容も注視しながら対応していきたい。

委員②

同じく滞納者対策について、令和6年度の措置決定者は、新規が93人、継続が97人となっており、継続と同じぐらいの方が新規で増えており、ほぼ倍増している。このことが収納率に影響するのではないかと感じる。今後の見通しをどのように捉えているのか。また、新規の人数についてどのように捉えているのか。

国保年金課長

国保の短期証の交付実績については、令和6年度190名に対し、令和5年度は236名であり、昨年度より46名減となっている。原因としては、被保険者数が全体で5%ほど減少しており、令和5年度実績246人の5%分の12人程は措置者の減少に影響があると考えている。これに加えて、滞納者に対しては、早期の納付を働きかけたり、累積しないように文書や電話での催告を行うなどの滞納対策を継続してきた結果がこのような形で表れていると認識している。

委員③

別紙1について、本市の国保では3割の方がマイナ保険証を取得していない。県、国と比べてどうなのか。マイナ保険証を持っていない場合は、令和8年7月31日まで資格確認証が使えるとのことだが、それ以降は、いつまでもマイナ保険証を持たないというわけにいかないと認識している。以前、国では、マイナンバーカードを取得させるためにポイントを付与する進め方を行ったが、今後もそのようなことがあるのか。また、市独自にポイントを付与することが出来るのか。

国保年金課長

マイナ保険証の所有率については、全国の数字を持ち合わせていない。また、資格確認書については、マイナ保険証を持っていない方に保険証の代わりに発行するものである。そのため、有効期限後もマイナ保険証を持っていなければ自動で更新になる。マイナ保険証を持っていなくても資格確認書が交付されるので、安心して医療機関の診療を受けることができる。また、今後のマイナ保険証の利用促進といった観点での市独自のポイント付与については、現状では計画はしていない。国の動きについては、今後注視していきたい。

委員③

県や全国のマイナ保険証の所有率については、会議の進行中にわかれば教えていただきたい。

国保年金課長

後ほど報告させていただきたい。

委員②

本市のマイナ保険証所有率69.2%で7割近く進んでいるが、医療機関で読み取りするカードリーダーの普及がなかなか進んでいないということが以前話題になったと思う。現在、医療機関でのカードリーダーの普及率はどうなっているのか。

国保年金課長

医療機関におけるマイナンバーカードの読み取り機器の普及については、令和6年1月現在で、医療機関の95%に導入されていると記憶している。

5. 協 議

(1) 令和5年度鶴岡市国民健康保険特別会計決算について

○事業勘定

- ・決算の概要（説明：国保年金課長）
- ・国民健康保険税収納状況（説明：納税課長）
- ・第2期データヘルス計画における保健事業実施状況（説明：健康課長）
- ・健康・生涯スポーツ推進事業（説明：スポーツ課長）
- ・鶴岡市国民健康保険の財政見通し（説明：国保年金課長）

○直営診療施設勘定（説明：朝日庁舎市民福祉課長）

- ・決算の概要
- ・朝日地域国保直営診療所における過去10年の診療状況の推移

◆質問・意見

委員①

資料9ページ、国民健康保険税の収納状況について、滞納処分を行うこともあ
るとのことだが、令和5年度は滞納処分を行った方はいたのか。また、処分され
た金額はどの程度なのか。

納税課長

国民健康保険税のみでの滞納処分件数は押さえていない。市税と含めて、年間
で約800件を差し押さえしている。具体的には、一番多いのが換価しやすい預
貯金で、給与所得者であれば給与を差し押さえることもある。ただし、差し押さ
えたとしてもそのすべての金額が取り立てられるわけではなく、差し押さえた額
の2割程度を取り立てできている状況である。詳細な数値は資料を持ち合わせて
いないので、ご容赦いただきたい。

委員①

約800件を差し押さえはしているが、預貯金や給料については2割程度にと
どめているという解釈でよろしいか。8割程度は取り立てせず、生活ができない
程度にならないよう配慮をしているということか。

納税課長

2割程度取り立てているとは、例えば10万円の滞納税があった場合、10万
円の差し押さえをするわけだが、そのうち実際に取り立てできるのが2割程度の
金額であるというものである。

委員①

資料10ページ、第2期データヘルス計画における保健事業実施状況について、
3つ目の糖尿病予防対策事業は前年度から拡大をしたということで前年度の資
料とは対象者の表示の仕方が違っているが、詳細を教えてください。昨年は
40歳から69歳、70歳から74歳に分けてあり、精密検査受診率が33.7%、
35.9%となっていた。今年度の対象者はどこに絞っているか教えてください。

健康課長

ご指摘の通り、昨年度の資料は年齢別に分けたデータとなっていたが、今年度は一括したデータとなっている。年齢別に分けたデータについては、後程、提示させていただきたい。

委員①

資料12ページ、令和5年度てくてくウォーク推進協議会の収支決算の中に、アドバイザー謝金とあるが、この項目の内訳に今回はじめて追加され、金額も増えている。この謝金はどのような形で発生したのか。

スポーツ課長

アドバイザーについては、東京大学名誉教授の宮下充正先生より平成5年からウォーキングに関する指導をしていただいている。令和3年度と令和4年度はコロナ禍であったことから先生が来られなかったが、昨年度は様々なウォーキング事業で来鶴していただいたことから、アドバイザー謝金を計上している。

◆承認

挙手全員にて承認

(2) 鶴岡市国民健康保険条例の一部改正について（説明：国保年金課長）

・被保険者証の廃止に伴う罰則条項の一部改正

◆質問・意見

なし

◆承認

挙手全員にて承認

(3) その他

特になし

※(1)において回答保留となっていた全国・県におけるマイナ保険証の保有率について、国保年金課より発言した。

令和6年4月時点で、全国でマイナンバーカードをお持ちの方のうち78.5%が健康保険証としての利用登録をしている。都道府県別の最新データは公表されていない。なお、令和5年10月時点で山形県は66.3%となっているが、このデータは国民健康保険に加入をしている方の登録率となっている。また、利用率については、市の国民健康保険の場合は16.6%となっているが、全国では、国民健康保険に限らずすべての方のマイナ保険証の利用率は、令和6年5月時点で7.73%となっており、山形県の場合は7.94%となっている。

6. その他

○事務局（国保年金課長）より

①保険料（税）水準の統一について

厚生労働省から、保険料（税）の完全統一に関し、令和15年度までに移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とすることが示された。山形県では、完全統一のメリット・デメリットを含めた諸課題を令和6年度以降の適切な時期に調査研究する方向で調整することから、今後県との協議が行われる予定である。その内容については、本会にも説明を行いながら、県との協議を進めて参りたい。

②次回の会議開催予定について

11月中旬の開催を予定している。内容は、12月議会定例会へ上程予定の令和5年度保険給付費等交付金の返還に係る補正案件である。

7. 閉 会

○あいさつ（副市長）

議 長

佐藤 昌哉

会議録署名委員

三原 一郎

会議録署名委員

遠藤 初子